

『紀家集』と国史編纂

——「競狩記」を中心として——

川 尻 秋 生

はじめに

『紀家集』という紀長谷雄の文集が宮内庁書陵部に収蔵されている。もともとは、伏見宮家に伝來した史料であったが、現在は皇室に献納されたものである。残念ながら、現存するのは巻十四のみで、しかも巻首を欠失しているが、奥書から延喜十七年（九一七）に、文人としても著名な大江朝綱によって、書写されたことがわかる貴重な史料である。また、紙背に延喜十七年の除日関係史料が記されていることも著名である。⁽¹⁾

しかし、これまで文学作品とみなされてきたこともあるてか、その中の「競狩記」が鷹狩りの史料として注目されたほかは、それ体として歴史学から研究されたことはあまりない。文学にしても、

『紀家集』と国史編纂

関説するものは多いが、本格的に研究した論考は少ない。⁽²⁾だが、史料の少ない十世紀の史料としては貴重であり、歴史学の視点から研究する価値もあるようと思われる。

そこで、本稿では、「競狩記」を中心として、『紀家集』所収の記文の史料としての性格およびその作成目的について検討を加え、十世紀の、引いては日本の修史活動の特質の一齣を明らかにしたいと考える。

一 「競狩記」の作成目的

1 陽成上皇の狩獵と「競狩記」

本稿でまず注目したいのは、「競狩記」である。宇多上皇は、醍醐天皇に譲位した直後、十日間にわたって行幸した。『日本紀略』

昌泰元年（八九八）十月二十日条に、

丙辰、宇多太上皇遊獵、先是、定左右鶴飼并行事・番子等、裝束

左右相分、上皇騎御馬、出自朱雀院至川島、始命獵騎、

日暮宿赤日御廄、

同二十一日条に、

幸片野、又至大和宮滻、入河内竜田山・難波、

同年閏十一月一日条に、

行幸丁卯、太上皇猶籠入京、還御朱雀院、

とあり、宇多上皇が川島・吉野宮滻から竜田山を越え難波を経由した大規模な行幸であったことがわかる。また、『扶桑略記』にはさらに詳しく、十月二十日条から十一月一日条までそのようすが載せられている。そして、十月二十日条には、「已上紀家集、毎事雖多、依煩不能記写」との典拠を示す『扶桑略記』独特的の記載があるため、二十日条が、『紀家集』つまり「競狩記」から引用されていることがわかる。同様に十一月二十一日条には、

右大將菅原朝臣記之、依多略之、

とあり、十月二十一日以降は、菅原道真の記文によっていることが明示されている。道真の記文は、「宮滻御幸記」と呼ばれ、諸書に逸文ないし抄出文が残されている。

同行した菅原道真が、

このたびは、幣もとりあえず 手向山 紅葉の錦 神のまにまにと、『百人一首』にも収められた著名な歌を詠つたのも、この時の

ことであった。

さて、「競狩記」の冒頭には次のようにある。⁽⁴⁾

凡遊獵之事、多致騒擾、皆是不知誠、不張制之使然也、

故人犯細過、筆楚立加、僕從不謹、其主相坐、行路肅然、邑

落安靜都苦、今實錄其事、以貽後鑑。⁽⁵⁾（後略）

遊獵が多く騒擾を引き起こすのは、皆戒めを知らず、規制されないことから起ころのである。だから人が些細な過ちを犯しても、刑罰を与えるのだ。家臣が慎まないのであれば、主も共に罰せられる。（しかし、今回の行幸の）行路は肅然とし村々も静かで（以下欠損により不詳）今、遊獵のようすを実録して、後世の戒めに残す。

また、文中にも、「且獨且行、涉田涉野、從禽往還、行無定道、于時、秋收既竟、田畝尽空、人馬乱踏、有何一愁」とあり、狩りをしながら進む。田や野を跋渉し、鳥獸に従つて往還し、行路に定まった道はない。時に秋の収穫も終わり、田畠に何もない。人馬が踏みつけてもどうして愁いがあろうか、と記している。

このようにみてくると、狩獵が人民に与える悪影響を極度に気にしていることがわかる。そして、「その事を実録して、以て後鑑に貽す」というのだから、この点に「競狩記」執筆の動機の一つかうことになる。それでは、なぜ、上皇が主催する狩獵に対し、はばかりがあると考えたのであろうか。その点が解明できれば、本史料の成立目的も自ずから明らかになつてこよう。

ところで、当時狩獵を好んだのは、宇多上皇ばかりではなかつた。

『扶桑略記』寛平元年（八八九）十二月二日条には、

（撰津國）

甘南扶持還來云、去甘九日、申時、始到嶋下郡、審問事由、
郷人語云、太上天皇御此郷、備後守藤原氏助之宅御在所也、
率若干從卒、乱入此宅、家人士女、或遁亡山沢、或逃迷道
路、氏助之宅無有一人、此為狩取安倍山猪鹿也、而夜以
松火炬、時臨暮之間、還御此宅、但卒童子十二人、厩舎人一
人、悉着武装、帶弓矢、相分前後、騎馬行列云々、今日以
件山為院禁野、宇治繼雄為專當、榜示路頭、行路之人往還
艱難、動加陵轡、愁吟之甚、胸憶何言、口云々、

とあり、陽成上皇が攝津国嶋下郡安倍山を院の禁野として廻い込んで狩獵を行い、院近臣の從卒を含めて、付近の住民に多大の被害を与えたことを、宇多天皇の使者甘南扶持が天皇に報告している。また、同年同月二十四日条にも、

左大臣源朝臣融奏曰、臣之別業、在宇治郷、陽成帝幸其處、
悉破柴垣、朝出涉獵山野、夕還掠陵其郷閭、如此事、非
只一二、左大臣別業在其郷、又奪取厩馬、駆馳原野、
とみえ、山城国宇治郡宇治郷にしばしば陽成上皇が幸し、朝は狩獵
を、夜は村落から略奪を行い、別業の厩の馬を奪取して狩りに用いていることを、源融が宇多上皇に訴えている。

陽成上皇の狩獵に関する非法についての史料は右の一つであるが、この時期それ以外にも、陽成院の人々が世間に満ち溢れ、陵轡を行

うために天下の人々が苦しみ、乱行の人があれば、必ず陽成院人と名乗るところから、上皇は「悪君の極」といわれた。⁽⁷⁾また、陽成は、武器を所持した近習とともに、乗馬して六条の下人の家へ押し入って、「悪主國に益無し」とさえ指弾され、陽成が駿河介の娘を院人に追い捕らえさせ、琴の糸で縛り上げて水底に漬けたこともみえる。これらは、いずれも『扶桑略記』を典拠としているが、『宇多天皇日記』⁽¹⁰⁾の逸文と考えられる。

以上から、当時、陽成上皇の狩獵が世間の非難を集め、そのことに宇多上皇も多大な関心を払っていたことが明らかとなる。されば、紀長谷雄が「競狩記」の冒頭で、狩獵が多くの場合騒擾を引き起こすこと、とくに使者が原因であり、その主人も同罪であることを見しているのは、陽成上皇の狩獵の弊害を念頭においていたためとみて過たないであろう。つまり、この度の狩獵が陽成のそれとまったく異なり、人民に迷惑をかけなかつたことの証拠として、また後世への戒めとして書かれたのが、この「競狩記」ではなかつたか。それが「今その事を録し、以て後鑑に貽す」との文言に集約されているのである。

2 「競狩記」と「宮瀧御幸記」

もう一つの作成目的は、もっと積極的なものである。長谷雄は、延喜十一年（九一）六月十五日、亭子院で行われた酒の飲み比べの模様を、『紀家集』所収「亭子院賜飲記」に書き留めている。と

ころが、そのことを『日本紀略』同日条は、

(宇多) 太上法皇於亭子院賜酒於侍臣、令中納言紀朝臣記事、

と記し、宇多法皇がそのようすを長谷雄に記録させたとしている。さすれば、「競狩記」も、単に紀長谷雄の自発的な作品とばかりはいえず、宇多上皇により、その作成を命じられたのではないかと推測される。

このように考えた時、興味深いのは、長谷雄とともにに行幸に同行した菅原道真が著した「宮滝御幸記」であろう。この史料そのものは現存しないが、『扶桑略記』『袋草紙』『花鳥余情』『後撰集正義』などに逸文ないし抄出文がある。そこで、注目したいのは、『後撰集正義』⁽¹⁾に、

(宮滝御幸記) 菅家御記云、昌泰元年十月廿日、太上天皇、たか狩せさせ給ふ、

其夜あめの宮におはします、つぶさなる事は、式部大輔長谷雄

朝臣注せり、(後略)

とある点である。道真は、二十日の鷹狩りのようすは長谷雄が詳細に記しているのでそちらに譲り、二十日の夜以降の有様を中心に書いたのである。長谷雄は本来二十一日以降も同行するはずであったが、「競狩記」に「右脚為馬所踏、損不堪」從行「故帰洛」とあるように、足を馬に踏まれて怪我を負ったため、途中から引き返さざるを得なくなつた。つまり、「競狩記」の代わりに記されたのが「宮滝御幸記」であり、同時に、長谷雄が隨行記を記していくことが、行幸当時から知れ渡っていたことも判明するのである。

行幸に従つた文人たちには、隨行記を書くという強い使命感があるとみてよい。先に宇多法皇の命によって、長谷雄が「亭子院賜飲酒記」を書いたことを指摘した。これらのこと考慮すれば、長谷雄、そしてその後を承けて道真が隨行記を書いた動機は、自発的なものばかりでなく、宇多上皇の命令によつたからではなかろうか。次にこの点を別な角度から考えてみたい。

3 史臣長谷雄

「競狩記」の末尾近くには、「史臣長谷雄」という表現がある。結論からいえば、この言葉は、長谷男がはじめから史書への掲載を念頭において「競狩記」を書いたことを示す非常に重要なものであると思う。

ここでの問題は「史臣」である。日本の古代史料で「史臣」という文言の実例を寡聞にして知らないが、おそらく中国の「史官」「史臣」を念頭においていた表記と思われる。そこで、しばらく中国の修史および日本との比較をしておきたい。

唐代はじめには秘書省中に著作郎があり修史に当たつた。ところが、その官品が低いため著作が軽んじられるとの理由から、貞觀中に別に史館を中書省におき、開元年間に門下省に移した。その監督には大臣を当たらせ、職員も多くは著作郎以外から兼務の形で任命し、著作局は有名無実化した。⁽¹²⁾

一方、唐代の史料編纂は次のようにあった。門下省の起居郎、中

書省の起居舎人らが皇帝の言行を詳細に記した起居注を作成し史館に送った。別に史館には瑞祥以下の様々な史料が送られ、皇帝ごとに編年体による実録が作成され、それをもとに紀伝体の正史が編纂されたのである。こうした修史に關係した官人が史官であり、史臣と呼ばれることもあった。⁽¹³⁾

日本では、中国の体制を取り入れようとし、養老令では中務卿の職掌に国史を修することを定め、被官の図書頭の職掌に国史を撰修することを規定した。図書頭は、唐の秘書省著作郎の職掌を継承したものと思われるが、起居注を作成する起居郎や起居舎人の役割を担う官職が存在しない。起居郎に相当するのは、中務省の内記であるが、天皇の言行を記録することはその職掌にみえない。日本では、起居郎や起居舎人の職掌を切り捨て、したがって起居注も作成されなかつたのである。⁽¹⁴⁾

以上のごとき中国の修史、そして日本のそれとの比較を念頭におき、長谷雄の中国文化に対する知識の深さを考慮すれば、長谷雄は、中国の史官・史臣を念頭において「史臣長谷雄」と書いたのではないのか。いったい、虚心に「競狩記」を読んだ時、だれしも記載のリアルさに戸惑うのであるまい。あまり修辞を用いず、狩りの具体的ようすや、典葉頭阿保常世のみすばらしい身なりに皆が眉をひそめたこと、源嗣が自分の鷹と偽って上皇の鷹を用い、しかも獲物の数もごまかしたこと、遊女の懷を探り、その口を吮^すつた平好風の痴態などを、他人にはばかることなく「競狩記」に著したの

である。

こうした記載態度は、「今その事を実録し、以て後鑑に貽す」という言葉からも明らかである。実録とは、一般的には事実の記録をいうが、班固が司馬遷を「その文は直、その事は核、美を虚らず、惡を隠さず、故にこれを実録という」と讃えたように、実は深い意味があつた。そして、おそらくこの『漢書』の一文を承けて、史官の職掌は「史官、国史を修することを掌る。美を虚らず、惡を隠さず、その事を直書す」と規定されていた。しかも、先に触れたように中國では皇帝ごとに実録が編纂され、それにならつて、日本でも先に『日本文德天皇実録』、そして、まさに『日本三代実録』が編纂途中であった。外記の官職唐名が史官であるが、長谷雄は當時式部大輔兼文章博士であつたから、官職唐名としての史臣ではない。中国の史官・史臣の知識が長谷雄の念頭にあつた可能性が強い。⁽¹⁹⁾長谷雄は、「競狩記」を書くために行幸に従つたのではないか。

次に着目したいのは、当時彼が文章博士であつたことである。当時の文章博士およびその官職唐名の翰林学士については、別稿で言及したことがあるためここでは省略するが、唐代では、起居郎や起居舎人に籍をおきながら、翰林学士を兼ねた例が少なくない。⁽²¹⁾長谷雄が史臣に選ばれた理由は、その文才のみならず、その文章博士という職柄によるところも大きかったと思われる。

また、当時、撰国史所が活発に活動していたも注目される。三善清行の手になり、寛平三年（八九一）に入寂した智証大師円珍の伝

記『智証大師円珍伝』⁽²³⁾の末尾には、

以前家伝綱所牒、清書一本、奉國史所已訖、仍記、

延喜二年壬戌十一月十九日（三綱名略）

とあり、貞觀十一年（八六九）に入滅した入唐僧惠運の伝記である

『入唐五家伝』⁽²⁴⁾所収「安祥寺恵雲伝」にも、

右、件家伝、注顯進上如件、

延喜元年十一月廿七日（三綱名略）

とみえ、當時、国史所が機能していたことがうかがわれる。

さらに、国史に載せる記事について、天皇自身が強い関心を抱いていたことも重要である。『恒貞親王伝』⁽²⁵⁾によれば、嵯峨上皇が恒貞親王の聰明さを喜び、手書をもって淳和天皇に報告した。それに對して天皇は「史局に賜い、また兼ねてその事を注さし」⁽²⁶⁾めることを命じた。しかも、『恒貞親王伝』の作者も長谷雄であり、彼が天皇と国史の関係を熟知していたことも留意すべきである。

以上のことを考慮すれば、宇多法皇は譲位後も自己の行動を国史に載せることを企図し、その編纂材料として、紀長谷雄などの文人に、諸行事の模様を詳細に記録させていた可能性がある。具体的には、国史の材料として、撰国史所に提出するために、長谷雄に「競狩記」の作成を命じたのであるまい。そして、行事とほとんど同時並行に、文人が修史を前提として記文を作成していたとなると、国史編纂のために『外記日記』などの官中の史料を集めるといった消極的な史料収集のみならず、より積極的な修史活動が行わ

れていたことになろう。

二 『紀家集』と国史

1 『紀家集』と『日本紀略』

右の点は、「競狩記」と『日本紀略』の密接な関係からさらに推測することができる。

まず、現存する『紀家集』の記文と日付を列記する。

①寛平八年閏正月 題名欠（内容は、北野行幸に関するもの）

②昌泰元年十月二十日 競狩記

③寛平三年

④延喜七年九月□七日 仁和寺法華会記

⑤延喜十一年六月十五日 亭子院賜飲記

⑥不明

⑦不明

白石先生伝 東大寺僧正真済伝

う。

まず、①の『紀家集』卷頭の残欠史料と『日本紀略』を比較しよ

（前欠）無入賞望、方今看眼改樹□□□ 輿之再臨、不
堪^(身)鳥藻之如旧、老僧□□□ 囬、今日復見天長□□□
外、躍馬從禽、滿山終□□ 納言源朝臣奉^(光)勅宣命、以
由^(性)權律^(力)師、弘延・素性兩大法師、施度□□□^(者二人)共^(起稽)□□□

挙^レ声歎喜、中納言菅原朝臣、亦宣命云、内匠頭從五位下良岑^(道真)

朝臣時実、從五位上、時実即再拜舞蹈、以^二未一刻^一乘^レ轡幸^二

船岡最高之頂、^(教)皇太子以下騎馬相從、其儀如^レ初、(中略)

閏月戊子日遊^ニ覽雲林院、因題長句

御製

(中略)

誰伝^ニ今日事、其不朽者、唯^一記盛事、遺^ニ於來葉、

寛平八年閏正月^(ママ) 日記

『日本紀略』寛平八年(八九六)閏正月六日戊子条

天皇^(宇多)為^ニ遊覽、幸^ニ北野、午刻先御各流幸^(ママ)雲林院、^(教)皇太子以下

王卿陪^ニ云々、以^ニ院主大法師由性^ニ為^ニ權律師、未時、更船岡、

放^ニ鷹犬^ニ追^ニ鳥獸、

①に欠損箇所が多いこともあって判然としないが、『日本紀略』の基本要素は『紀家集』の中にあることができる。とくに、『日本紀略』で行幸の時刻を記すことはきわめて珍しいにもかかわらず「未刻」とあり、①の「未一刻」と共通する。また、『日本紀略』に「云々」との省略があることからすれば、依拠した史料にはさらに詳細な内容を持っており、それが行幸に同行した者の手になつたことが推定される。⁽²⁹⁾したがって、『日本紀略』が『紀家集』を編纂材料とした可能性が考えられる。

なお、『扶桑略記』同日条にも、

有^ニ子日宴、行^ニ幸北野、雲林院、其扈從者、^(教)皇太子及一品式部卿本康親王・上野太守四品貞純親王・四品貞數親王、大納言正

三位源朝臣能有、中納言從三位藤原時平・中納言源光・中納言菅原道^(真)、參議從三位藤高藤・從三位藤原有實・參議正四位下源貞恒・參議源希、殿上六位以上、皆著^ニ麴塵衣、雲林院之院主由性法師任^ニ權律師、俗^ニ昭僧正在^ニ弘延・素性両法師、施度者各

二人^ニ云々、已^ニ上、

とあり、行幸ならびに雲林院院主に權律師を賜与した記載はあるが、船岡への行幸については記事がなく、『日本紀略』の依拠史料とは直接の関係はなさそうである。おそらく、『扶桑略記』は、『宇多天皇日記』からの引用と判断される。

②は、今まで問題としてきた「競狩記」である。従来指摘されていないが、先に掲げた『日本紀略』昌泰元年十月二十日条の典拠は、「競狩記」と考えられる。『日本紀略』の「定^ニ左右鶴飼并行事・番子等、裝束左右相分」は、「競狩記」の鷹飼以下の人物の列記箇所に、「上^(宇多)皇騎^ニ御馬」は「主^(宇多)上駕^ニ御馬」に、「日暮宿^ニ赤日^(日)御厩」は「昏黒之頃、到^ニ赤日御厩」に依拠した可能性が考えられる。もちろんこれだけでは十分とはいえないが、「始命^ニ猶騎」というまったく同一の文言が両史料にみえる。偶然両者がまったく同一の文言を作出したとは考えにくい。『日本紀略』昌泰元年十月二十日条の編纂材料は、「競狩記」であったことが確かめられる。

③に対応する記事は、『日本紀略』にみえない。

次に、先にもあげた④「亭子院賜飲記」⁽³⁰⁾と『日本紀略』の比較を行いたい。

亭子院賜飲記

延喜十一年、夏六月十五日、^{(宇多)法皇}太上□□開水^{〔闇〕}排風亭、別

喚大戸、賜以淳酒、□□□^{〔蓋揮觀之余法〕}虜之余、遣下避暑之情、助中

送^{〔也然處〕}閑之趣^{〔上〕}其選者、唯參議藤原仲平、兵部^{〔大輔源嗣〕}、

右近衛少將藤原兼茂、藤原後^{〔藤出羽守〕}藤原經邦、兵部少輔良岑

遠視、^{〔左兵衛佐〕}藤原伊衡、散位平希世等八人而已、(後略)

と、『日本紀略』延喜十一年六月十五日条の関係である。文言の比

較からだけでは明確とはいないが、『日本紀略』が「令^{〔長谷進〕}中納言紀朝

臣記^{〔事〕}」と記していることから、編者が『紀家集』を参考してい

たと考えて間違いない。

次に、⑤「仁和寺法華会」⁽³¹⁾と、

仁和寺法華会

辛酉之歲、仲秋八月、^(辛多)太上法皇、与^{〔寺中諸天〕}開法華長

講之會、起^{〔自〕}黑月八日、至于^{〔光孝〕}先帝忌晚景、四日八座、

講^{〔文論議〕}、(後略)于時、延喜元年九月^{〔於万代〕}七日、白衣弟子、左

大弁紀朝臣長谷雄、執筆記之、庶遺^{〔口口〕}、令^{〔知〕}知^{〔今日善知〕}

識^{〔之由也〕}、

『日本紀略』延喜元年(九〇一)八月二十三日条、

廿三日、^(辛多)太上法皇於^{〔仁和寺〕}限^{〔四箇日〕}、開^{〔法華八講〕}、

の關係である。決定的な証拠はないが、前者から後者をつくることは可能である。

⑥「東大寺僧正真濟伝」が『三代実録』貞觀二年(八六〇)二月

二十五日条の真済伝の原史料になったことは、すでに明らかにされている。⁽³²⁾

⑦「白石先生伝」に対応する記事はみえない。

②④は、『日本紀略』の編纂素材と考えられ、①⑤についてもその可能性が指摘でき、⑥は『三代実録』の編纂材料である。以上から、現存する『紀家集』自体、国史編纂と密接に関係していたことがわかる。⁽³³⁾

昌泰年間まではある程度完成していたものの、延喜年間以降の醍醐紀は未定稿であったことが推測されている。⁽³⁵⁾さすれば、そのすべてとはいえないものの、『紀家集』を直接の材料に用いたのは『新国史』ではなかつか。

2 大江朝綱と『新国史』

『紀家集』と『新国史』の関係が看取されるとすれば、大江朝綱と『新国史』ならびに撰国史所との関係も注目される。朝綱は、『紀家集』の巻末に、

延喜十九年正月廿^{〔日夜〕}江朝綱記之、^(天)

とみえ、延喜十九年(九一九)に書写したことがわかる。一方、

『本朝書籍目録』には、

新国史 四十卷、
(大江) 朝綱撰、(藤原実頼)
自「仁和」至「延喜」

とあり、『新国史』は、大江朝綱もしくは藤原実頼の編纂にかかるといわれ、おそらく藤原実頼が統括者で、実際は朝綱が編纂に当たつたと推察される。また、『類聚符宣抄』卷十、撰国史所に、

左少弁從五位上兼行文章博士伊予介大江朝臣朝綱
右、大納言藤原朝臣恒佐宣、奉勅、件人宜令直撰国史所
者、

承平六年十一月廿九日

(少か) 大外記三統公忠奉

とみえるように、承平六年（九三六）、朝綱が撰国史所に勤務したことが確かめられ、さらに、天暦八年（九五四）六月二十九日には、撰国史所別当になつている。その朝綱が、『紀家集』を所持していることが確実なのだ。⁽³⁷⁾ 延喜十九年の段階で、すでに国史編纂のため尼、朝綱が書写したとまではいえないものの、『紀家集』が撰国史所に所在したことは確かである。現存する『紀家集』そのものが『新国史』編纂に用いられた可能性すら十分に考えられる。外記が鷹狩りに随行して『外記日記』を記したとは考えがたいから、『紀家集』は、『外記日記』の欠を補うために作成され、『新国史』の編纂材料となり、さらに『日本紀略』に繼承されたと推定しておきたい。

宇多法皇と醍醐天皇の良好な親子関係も影響してか、この点は自覚的に追求されたことはなかつたようと思われる。しかし、「競狩記」や「亭子院賜飲記」にみられたように、宇多が譲位後も積極的に自己の行動を侍臣の文人に記録させ、それらが修史に反映していたとすれば、再検討の余地がでてくる。すなわち、それが宇多法皇の主導によるものか、醍醐天皇の命によるものなかはしばらくおくとしても、醍醐天皇には、宇多法皇が作成させた史料に基づく記事が少なからず存在することになる。このことは、六国史が現天皇を中心とする史書であり、嵯峨上皇単独の記事が淳和・仁明紀に、また、淳和上皇独自の記事が仁明紀にそれほど高い頻度で現れていないことも勘案すれば、ほとんど前例のないことになる。宇多上皇の位置づけをめぐっては、その政治的・経済的特質がこれまでにも論じられてきたが、国史にもそのことが反映していたことになる。

それでは、その理由はどのように考えられるのであろうか。

まず第一には、醍醐天皇との密接な関係が考えられる。

『西宮記』⁽⁴¹⁾ 卷二、除日所引『醍醐天皇日記』には、
(昌泰) 同元年四月廿三日、有任官事、是日議畢、使菅原朝臣奉遺
(道真) 朱雀院大間書則還来後、賜二省

とあり、昌泰元年四月、醍醐天皇は、除日での人事について宇多上皇に報告し、その帰着を待つて、式部・兵部省に大間書を下したこ

三 醍醐天皇紀の特殊性

『紀家集』と国史編纂

とがわかる。院政期になれば、院蔵人が「任人折紙」とよばれる文書をもって、天皇と上皇の間を往復して人事を決定していたことが知られているが、宇多と醍醐の間で、譲位の直後とはいえ、これに類することが行われていたことは、もっと注目されてよい。

さらに、右の点ともかかわるが、宇多天皇の蔵人が引き続いて醍醐

天皇の蔵人となったり、宇多天皇の蔵人の子供など近親者が醍醐天皇の蔵人に任命される場合が少なくない。昌泰元年の行幸では、醍醐天皇の蔵人頭藤原定国をはじめ、現在判明する現役の醍醐天皇の蔵人一〇人のうち、実に六人が参加しているし、また、将来醍醐天皇の蔵人に任命されることになる人物も数多く随伴している。菅原道真の左遷事件があつたとはいえ、人事面での宇多上皇の意向は醍醐天皇に強く反映していた可能性が強い。こうした点が、醍醐天皇紀に宇多上皇の記事が多く收められた一つの理由であろう。

ちなみに、大江朝綱が撰国史所に勤務することを命じられた同じ日、撰国史所の別当に任命された大納言藤原恒佐と中納言平伊望も「競狩記」にみえ、一人とも宇多法皇の近臣であった。この点も、

醍醐天皇紀に宇多法皇の記事が多いことと関係するかも知れない。

第二には、『新国史』の編纂目的との関係が注目される。宇多王朝の正統性を宣言することに、『新国史』の編纂目的を求める見解があるが、ことによると、宇多法皇の記事が醍醐紀に多い点も、この点と関係するとみるとできよう。宇多の正統性を裏付けるために、譲位後の記事も多く国史に採録させた可能性も考えられるか

らである。今後とも、醍醐天皇紀の特殊性は考慮すべき課題であると思われる。

むすびにかえて

最後に、他の文学作品が国史編纂に用いられた可能性があるので、紹介しておきたい。

宇多天皇紀以降の『日本紀略』を通覧すると、正月の内宴や九月の重陽などに、文人を招いて漢詩を詠んだことが記されている。たとえば、『日本紀略』昌泰二年（八九九）三月三日丙申条には、
〔宇多〕太上皇賜詩宴於朱雀院柏梁殿、令賦惜残春之詩、右大臣作
序、

とあり、宇多が朱雀院での曲水宴で、「残春を惜しむ」という詩題で漢詩を詠ませ、その序文を菅原道真が書いた、という意味である。もちろん、『三代実録』にも詩宴が催された記事は散見するが、詩題および序文の作者は示されていない。

『日本紀略』はその分量からすれば、『三代実録』に遠く及ばないが、詩宴や文学作品については、必ずといってよいほど詩題を記し、序の作者を記載する場合さえある。これは、両者の性格の違いを大きく反映しているといふ。

ところで、昌泰二年三月三日の宴の漢詩は、『菅家文草』卷六、詩六に、

三月三日、侍_二朱雀院柏梁殿、惜残春各分_一字、応_二太上_(宇多)皇製、
探得浮
字并序、

(後略)

とあり、断定ははばかられるものの、後者が編纂材料になった可能性がある。⁽⁴⁸⁾

また、詩宴以外にも、たとえば、『日本紀略』昌泰_二年十一月二十四日条には、宇多が東大寺で出家した記事があるが、その最後に

「右大弁式部大輔紀朝臣長谷雄をして、戒牒文を作らしむ」とあり、このほかにも作者の名を明記した条文が散見される。おそらく、こうした条文は、そのすべてではないとしても、それぞれの記文が参考された可能性があると思う。この時期の詩文や記文は、菅原道真や紀長谷雄を中心として、比較的よく残されているので、今後詳細に検討すれば、文人による文学作品・記文と国史の関係がより鮮明になるのではなかろうか。

従来、国史の編纂史料としては、『外記日記』の逸文や僧伝などにばかり眼が向けられてきたが、今後は、漢詩文を含む文学作品にも注目する必要があるようと思われる。歴史学研究者のみならず、日本文学研究者の注意も喚起しながら、蕪稿を閉じることにしたい。

註

(1) 玉井力「『紀家集』紙背文書について—申文の考察を中心として—」
『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、二〇〇〇年、初出一九八四年)。

『紀家集』と国史編纂

(2) 藏中スミ「紀長谷雄『競狩記』について」(和漢比較文学会編 和

漢比較文学叢書三『中古文学と漢文学』I、汲古書院、一九八六年)、同「『競狩記』の人物点描—平元規・兼覽王」(藤岡忠美編『古今和歌集連環』和泉書院、一九八九年)など。

(3) 同史料については、藏中スミ「『宮滝御幸記』考」(『歌人素性の研究—平安初期和歌文学の世界—』桜風社、一九八〇年、初出一九七九年)、小林和彦「昌泰元年宇多上皇宮滝御幸和歌小考—『袋草紙』所引記事をめぐって—」(『語学文学』一三、一九七五年)、竹居明男「菅原道真作『宮滝御幸記』—『扶桑略記』所収節略逸文略注—」(和漢比較文学会編『菅原道真論集』勉誠出版、一九九〇年)など。

(4) 宮内庁書陵部編『図書寮叢刊』(明治書院、一九七二年)による。ただし、『大日本史料』一一二、昌泰元年十月二十日条所収「伏見宮御記録」新写本および日本古典文学大系『菅家草 菅家後草』(岩波書店、一九六六年)を参照した。なお、複製本に、宮内庁書陵部編『紀家集』(吉川弘文館、一九七八年)があり、解題とともに適宜参看了。

(5) 本稿と直接関係ないが、「競狩記」には、推定復原可能な部分もあるので触れておく。左方鶴飼の装束として、

〔白玉帶、五位以上〔首〕馬脰帶、五位以下〔首〕馬脰帶、五位以下〔首〕烏犀帶、五位以上〔首〕馬脰帶、五位以上〔首〕烏犀帶、若帶劍者、

參議用〔豹皮〕鞘、五位以上用〔虎皮〕但豹皮者、參議以上、及非參議三位聽之、

自余不在聽限、

とある。これは、延喜式彈正台式五位以上条・白玉腰帶條・烏犀帶條

凡五位以上聽用虎皮、但豹皮者、參議以上、及非參議三位聽之、

自余不在聽限、

凡白玉腰帶、聽三位以上及四位參議著用、玳瑁・瑪瑙・斑犀・象

牙・沙魚皮・紫檀五位已上通用、

凡烏犀聽六位以下著用、但有「通天文」者、不在聽限、

に基づき、
〔首〕馬脰帶、五位以上〔首〕馬脰帶、五位以下〔首〕馬脰帶、五位以下〔首〕烏犀帶、若帶劍者、

參議用〔豹皮〕鞘、五位以上用〔虎皮〕但豹皮者、參議以上、及非參議三位聽之、

と復原されるであろう。したがって、右の三条の彈正台式は、『弘仁

史觀第一五〇冊

一一

式」もくしは『貞觀式』まで遡ることが確認される。腰帶については、川尻秋生「白帶腰帶考—延暦十七年正月五日官符に關する一考察—」(『日本古代の格と資財帳』吉川弘文館、二〇〇三年、初出一九八九年) 参照。なお、「北豹皮」については、彈正台式にみえないが、「阿多羅□」とはアザラシに當たるとみられる。

(6) おそらく、苦しみもなかつたという意味合いの内容があつたと推測する。

- (7) 『扶桑略記』寛平元年八月二日(十日)条。
- (8) 『扶桑略記』寛平元年十月二十五日条。
- (9) 『扶桑略記』寛平元年十月二十九日条。
- (10) 所功『三代御記逸文集成』(国書刊行会、一九八一年)参照。
- (11) 九曾神昇編『日本歌学大系』別巻五(風間書房、一九八一年)による。なお、日本古典文学大系『菅家文草 菅家後草』にも翻刻されている。
- (12) 『太平廣記』巻百八十七、秘書省所引『兩京新記』(中華書局点校本による)によれば、著作郎は尚書郎病坊、つまり尚書郎の職務に堪えきれなかつた人たちの収容所になつたといふ。
- (13) 中国の修史については研究も多いが、内藤虎次郎「六朝末唐代に現はれた史学上の変化」(『支那史学史』弘文堂、一九四九年)、池田温「中国の史書と続日本紀」(新日本古典文学大系『続日本紀』三、岩波書店、一九九二年)など参照。
- (14) 池田温前掲論文、笛山晴生「続日本紀と古代の史書」(新日本古典文学大系『続日本紀』一、岩波書店、一九八九年)参照。
- (15) 蔵中スミ「紀長谷雄『競狩記』について」前掲論文。
- (16) 「競狩記」は遊女の初見史料である。東野治之「古代の遊女」(性のポリフォニー)世界思想社、一九九〇年)参照。ただし、出土文字資料では、下総国府近くと推定される千葉県市川市須和田遺跡出土の九世紀半ばの墨書土器にすでにみられる。山路直充「文字資料」(市川市考古博物館研究調査報告六『下総国分寺跡 平成元~五年度発掘調査報告書』市立市川考古博物館、一九九四年)参照。
- (17) 『漢書』卷六十二、司馬遷伝贊(中華書局校点本による)。

(18) 『唐六典』卷第九、中書省、史館(中華書局点校本による)。

(19) 『公卿補任』延喜二年、紀長谷雄条。

(20) 長谷雄の「実録」の態度は、「亭子院賜飲記」にもみられ、具体的な飲み比べの方法、殿上での嘔吐、泥醉によるうめき声などが生々しく描かれている。

- (21) 川尻秋生「日本古代における「議」」(『史学雑誌』一一〇一二、二〇〇一年)。
- (22) 山本義隆「唐代」(中国政治史の研究—内閣制度の起源と発展—)同朋社、一九六八年)、池田温前掲論文。
- (23) 佐伯有清『智証大師伝の研究』(吉川弘文館、一九八九年)。
- (24) 『続群書類從』八上。国史所とはみえないが、そう考えてよいであろう。ただし、惠雲伝は、『三代実録』完成後に提出されたため、『三代実録』には収められていない。
- (25) 『群書類從』八下。
- (26) 『扶桑略記』元慶七年(八八三)二月四日乙未条に、「^{〔恒〕亭子親王傳云}としてその一部が引用され、「已上伝文、^{〔恒〕納言作}」と結ばれている。
- (27) 『日本紀略』全般については、石井正敏「日本紀略」(皆川完一・山本信吉編『国史大系書目解題』下、吉川弘文館、二〇〇一年)参照。
- (28) 『大日本史料』一一二(補遺)、寛平八年条所収「伏見宮御記録」新写本により校訂を加える。
- (29) ①には船岡で狩りを行つたことがみえないようみえるが、①では「乘^{〔恒〕}聖幸^{〔恒〕}船岡最高之頂、^{〔恒〕}皇太子以下騎馬相從、其儀如^{〔恒〕}初」とし、北野では「躍^{〔恒〕}馬從^{〔恒〕}禽」とあるように狩りを行つてゐるから問題ない。
- (30) 『大日本史料』一一四、延喜十一年六月十五日条所収「伏見宮御記録」新写本および『扶桑略記』同日条が引用する『紀家集』、『本朝文粹』卷十二により校訂を加える。
- (31) 『大日本史料』一一二、延喜元年八月二十六日条所収「伏見宮御記録」新写本により校訂を加える。
- (32) 坂本太郎「六国史と伝記」(坂本太郎著作集三『六国史』吉川弘文館、一九八九年、初出一九六四年)、小山田和夫「真済について」

（『立正史学』四二、一九七八年）参照。

（33） 現存する『紀家集』の編目は、記と伝である。

（34） 平田俊春「日本紀略と新国史および外紀日記」（『私撰国史の批判的研究』国書刊行会、一九八二年、初出一九七六年）、木本好信「『外記日記』について」（『平安朝日記と逸文の研究—日記逸文にあらわれたる平安公卿の世界—』桜風社、一九八七年、初出一九八六年）、小山田和夫「『日本三代実録』の編纂材料について」（『三代実録係年史料集成』国書刊行会、一九八一年）。

（35） 細井浩志「『日本紀略』後篇の史料的構造と『新国史』の編纂過程について」（『史学雑誌』一二一一、二〇〇二年）参照。

（36） 『類聚符宣抄』卷十、撰国史所。

（37） なお、撰国史所には、大江氏が多く勤務したことも指摘されている。遠藤慶太「国史編纂と素材史料—律令公文を中心として—」（『ヒストリア』一七三、二〇〇一年）参照。

（38） 『扶桑略記』裡書、昌泰元年十月十九日乙卯条には、「朱雀天皇御狩城外」、閏十月一日丁卯条には「朱雀院從狩、還御自^(字)山城・大和・河内・攝津國等」とある。平田俊春前掲論文により、『扶桑略記』裡書は『外記日記』逸文と推定されている。行幸に随行していない外記

としては、このように記すのが精一杯であろう。

（39） 清和上皇・陽成上皇についても同様である。

（40） ここでは、日崎徳衛「宇多上皇の院と国政」（『貴族社会と古典文化』吉川弘文館、一九九五年、初出一九六九年）をあげるとどめる。

（41） 新訂増補故実叢書本による。

（42） 玉井力「院政」支配と貴族官人層」（前掲『平安時代の貴族と天皇』、初出一九八七年）。

（43） 市川久編『藏人補任』寛平十年条（続群書類從完成会、一九八九年）参照。

（44） 『類聚符宣抄』卷十、撰国史所、承平六年十一月「十九日宣旨」。

（45） 藤原恒佐は、宇多・醍醐天皇の藏人。平伊望は醍醐天皇の藏人で

あるが、父惟範は、仁和五年四月十三日に禁色難袍を聽されている

（『公卿補任』仁和五年、平惟範条）。

（46） 細井浩志前掲論文参照。

（47） 『続日本後紀』仁明天皇紀のみは例外で詩題を記すが、序の作者を掲載することはない。

（48） ただし、私見が成立するとしても、直接の編纂材料は、個人の文集ではなく作文会全体を網羅した詩群であろう。